

「債務の株式化に係る独占禁止法第十一条の規定による認可についての考え方」 新旧対照表

下線部が変更箇所

改 正 後	現 行
債務の株式化に係る独占禁止法第十一条の規定による認可についての考え方	債務の株式化に係る独占禁止法第十一条の規定による認可についての考え方
平成14年11月12日 公正取引委員会 改定 平成18年1月4日 改定 平成22年1月1日 改定 平成26年4月1日 改定 平成27年4月1日 改定 令和 元年●月●日	平成14年11月12日 公正取引委員会 改定 平成18年1月4日 改定 平成22年1月1日 改定 平成26年4月1日 改定 平成27年4月1日
1 (略)	1 (略)
2 (略) (1)・(2) (略)	2 (略) (1)・(2) (略)
3 銀行が、債務の株式化により、他の国内の会社（上場されている株式の発行者である会社以外の会社であって、以下の(1)から(3)の <u>全てに当たる会社に限る。</u> ）の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて保有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとする場合には、原則として、上記2(1)及び(2)のいずれにも該当しないものとして、法第11条第2項の規定により一定の期限（注3）を付して認可を行うこととする。	3 銀行が、債務の株式化により、他の国内の会社（上場されている株式の発行者である会社以外の会社であって、以下の(1)から(4)の <u>いずれかに当たる会社に限る。</u> ）の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて保有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとする場合には、原則として、上記2(1)及び(2)のいずれにも該当しないものとして、法第11条第2項の規定により一定の期限（注3）を付して認可を行うこととする。
(1) 銀行法（昭和56年法律第59号）第16条の2第1項第12号の2に規定する内閣府令で定める会社として、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第17条の2第7項に規定する会社（同項第9号に該当するものを除く）	(1) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第2条第3項に規定する特定調停が成立している会社
(2) 銀行法第52条の6第1項に規定する銀行等の人的又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む銀行法施行規則第	(2) 民事再生法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社
	(3) 会社更生法第199条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社
	(4) 産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続きに基づき事業再生計画が作成されている会社

改 正 後	現 行
<u>17条の2第7項に係る事業計画を作成している会社</u> <u>(3) (2)の事業計画について、次のいずれかに該当するものが関与して策定している会社</u> <u>ア 官公署</u> <u>イ 商工会又は商工会議所</u> <u>ウ ア又はイに準ずるもの</u> <u>エ 弁護士又は弁護士法人</u> <u>オ 公認会計士又は監査法人</u> <u>カ 税理士又は税理士法人</u> <u>キ 銀行法施行規則第17条の3第2項第15号の業務を営む会社（当該銀行の子会社等（銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。）及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社等（銀行法第52条の25に規定する子会社等をいう。）以外の会社に限る。）</u> （注3）一定の期限までの期間は、原則として2年（当該他の国内の会社が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者の場合は原則として<u>9年</u>）を限度として認可することとし、その限度を超える期間の認可の可否については、上記2(1)及び(2)の該当性を個別に検討することとする。 4 (略) 5 (略)	（注3）一定の期限までの期間は、原則として2年（当該他の国内の会社が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者の場合は原則として<u>4年</u>）を限度として認可することとし、その限度を超える期間の認可の可否については、上記2(1)及び(2)の該当性を個別に検討することとする。 4 (略) 5 (略)